新型コロナウイルス感染症に関する情報 広島県感染症拡大防止協力支援金(令和3年度第 1期)について(県内全域)

広島県感染症拡大防止協力支援金(令和3年度第1期)について(県内全域)

通常ページへ戻る掲載日 2021 年 5 月 15 日

5月16日の問い合わせ先 (商工労働総務課) 082-513-3311

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、令和3年5月16日から令和3年6月1日を令和3年度第1期として、県の要請に協力いただいた事業者に感染症拡大防止協力支援金(令和3年度第1期)を支給いたします。

令和 3 年度第 1 期 $(5/16\sim6/1)$ は,緊急事態措置期間 $(5/16\sim5/31)$,その他の期間 (6/1) の,それぞれの期間の「全日」,協力することが要件です。

※準備期間のために、協力開始が5月16日に間に合わない場合でも、5月19日までに協力を開始し、6月1日までのすべての日において協力した場合、要件を満たします。ただし、準備期間(協力を行っていない日)については、支給できません。なお、協力開始日がいずれの日の場合も、当日深夜0時が要請開始時間となります。

対象者:次のいずれにも該当する飲食店が対象です。

広島県内に所在していること。

飲食店営業許可(「1類」または「3類」,または喫茶店営業許可「1類」で屋内に常設の飲食スペースを設けていること。

「酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店」もしくは「要請前に 20 時から 5 時までの間に 営業を行っている飲食店(20 時以降に閉店していること。)」

「広島積極ガード店」かつ「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」であること。

支給要件:

支給要件は、それぞれの期間によって異なります。

【緊急事態措置期間(5/16~5/31)】

- ・すべての日において、休業した場合のみ、休業申請となります。
- ・20 時までの時短営業(酒類、カラオケ設備の提供なし)を行った場合、時間短縮申請となります。
- ※ 期間の全日、酒類・カラオケ設備の提供を行わないことが要件となります。
- ※ 1日でも通常営業(20時以降の閉店)を行った場合には、支給できません。

【その他の期間(6/1)】

・休業か20時までの時短営業(酒類の提供11時~19時)のどちらかになります。

※ 通常営業(20時以降の閉店)を行った場合には、支給できません。

※酒類又はカラオケ設備の提供を行っていない飲食店の場合,要請前に 20 時以降に閉店していることが必須要件となります。

※20 時より早い閉店の飲食店の場合,酒類又はカラオケ設備の提供が必須要件となります。

※時間短縮とは、通常営業時間が 20 時以降であった飲食店が、 5 時から 20 時までの間に 営業時間を短縮し、酒類の提供は 11 時から 19 時までとすること。

対象エリア:広島県内全域

支給額:企業規模、支給要件、時間短縮等の協力内容によって異なります。

【5月16日~5月31日】

【中小企業】 【大企業】

時短 3.0~9.0 万円/日 最大 19 万円/日

休業 3.5~9.5 万円/日 最大 19.5 万円/日

【6月1日】

【中小企業】 【大企業】

時短 1.5~4.5 万円/日 最大 10 万円/日

休業 2.0~6.0 万円/日 最大 15 万円/日

※中小企業とは、飲食業については、資本金等の額が5,000万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人です。カラオケなどのサービス業については、資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人です。

※要請前に20時以降に閉店している,酒類又はカラオケ設備の提供を行っていない飲食店は,休業した場合でも,支援金額は時間短縮の扱いとなります。

※要請前に20時より早い閉店で、酒類又はカラオケ設備の提供をしている飲食店は、休業 した場合のみ対象となります。

支給額目安

支援金(目安)の計算書【県内全域】 (Excel ファイル)(63KB)

休業・営業時間短縮に伴う店頭掲示様式

店頭掲示する際に以下の様式をご活用ください。(こちらの様式以外でも問題ありません)

休業

様式 (Word ファイル)(34KB) 様式 (PDF ファイル)(88KB)

営業時間短縮

様式 (Word ファイル)(38KB) 様式 (PDF ファイル)(98KB)

Q&Aについて

Q&A (県内全域) (PDF ファイル)(178KB)

申請手続

決定次第ご案内します。

申請受付期間

令和3年6月2日(水)から6月30日(水)(消印有効)まで

ご協力いただいた事業者の紹介

申請いただいた事業者として、店舗名(屋号),住所,要請前の通常営業時間をホームページ等でご紹介させていただきます。

虚偽の申請や誓約事項に反していることが判明した場合、協力支援金の返還及び違約金が 発生します。

※広島県から受託した業者が、対象エリア内において、原則全ての店舗を見回ります。20 時 以降の営業が確認できている店舗からの申請があった場合は、不交付決定といたします。

また、県民からの通報等により、要請期間中に 20 時以降の営業が確認できた場合も不 交付決定とする

広島積極ガード店及び新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店について

◆広島積極ガード店

https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/58/inshokusekkyoku.html

◆新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店について

https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/58/inshokusengenten.html

問い合わせ先:広島県協力支援金センター

電話番号:082-248-6851

開設時間:9時30分から12時、13時から17時(土日祝日は除く)